

JGAP Advance 総合規則 2017 の変更要旨

1.2 適用する範囲

ISO/IEC 17065 の要求事項に則っていることを明示した。

2. 引用文書

マネジメントシステム認証機関のパフォーマンス指標の提供のためのデータ収集に関する IAF 基準文書、GFSI ベンチマーキング要求事項を追加した。

3. 用語の定義と説明

(29) 内部監査 (Advance・Basic 共通)

JGAP の基準書の改定に伴い、それに対応した団体・農場管理マニュアルを改定した場合、前回の内部監査から 1 年経過していなくても内部監査を求めた。また、この場合、審査・認証機関による審査の前に新たな団体・農場管理マニュアルに基づく内部監査の完了を明示した。

(32) 判定 (Advance・Basic 共通)

認証の判定について ISO/IEC 17065 に基づき用語を定義した。

(35) 技術委員会 (Advance・Basic 共通)

参集すべき委員の専門性を明示した。

5.2 JGAP Advance に関する文書の開発に係る責任と権限及び文書管理方法

GFSI の要求事項の変更などへの対応のため、JGAP Advance の基準書は年 1 回事務局によるレビューを行い、臨時の文書の見直しも可能とした。

5.3 JGAP Advance 基準文書の発効及び改定された場合の旧版の取扱い (Basic 共通)

旧版による初回審査・更新審査の受審期限を申込期限から 90 日と明示した。

5.4 翻訳版の扱い

英語版の用意を明示した。

5.5 改定版の通知

パブリックコメントの実施を明示した。

英語版を GFSI 事務局に通知することを明示した。

6.1 審査認証の対象となる商品（Advance・Basic 共通）

(1) 審査・認証の対象となる商品

審査・認証の対象となる出荷の形態の明確化を要求した。

(2) 並行生産について

用語を整理し、並行生産の中に栽培工程・収穫工程・農産物取扱い工程があるとし、そのうち農産物取扱い工程について「並行取扱い」とした。

6.2 JGAP Advance 審査・認証の対象となる工程

(2) 農産物取扱い工程について（Advance・Basic 共通）

出荷先には委託販売の委託先も含むことを明示した。

(3) 農産物ごとの JGAP Advance 審査・認証の対象となる生産工程の明確化

精米・仕上茶を対象から外した。

7.1 JGAP Advance の審査・認証

(3) 標準審査時間

1 日の審査時間を原則 8 時間と明示した。

青果物・穀物の標準審査時間を修正した。

7.3 審査のタイミングと条件

(2) 維持審査

審査の頻度・タイミングは原則年 1 回とし、現場確認のタイミングにより審査時期がずれる場合には根拠の記録を求めた。

農場・団体にとって特に重要な生産工程について、「農産物取扱い工程をはじめ」を「食品安全リスクが高い工程をはじめ」とし、その現場確認を求めた。

7.4 認証日、有効期限及び認証書の記載事項

JGAP と他のスキームとの差分に関する文書を用いた審査の場合、そのことが分かるよう審査基準の明記を求めた。

無通知審査かどうかの識別を求めた。

8.1 審査申込・契約・日程調整（Advance・Basic 共通）

審査申込の項目に労働者に関する情報や審査員の農場入場時の条件などの記載を求め、契約書を交わすことを明示した。

8.2 審査の計画とサンプリング

技術専門家の同行ができるようにした。

団体審査のサンプリングについてサンプリングの要件を追加した。

団体審査における農場審査サンプル数の追加（増加）を明記した。

8.3 審査の実施及び是正報告の受付

審査報告書の内容について要求事項を明示した。

8.4 審査結果のレビュー及び判定（Advance・Basic 共通）

「認証判定」を「審査結果のレビュー及び判定」と修正した。審査結果のレビュー及び判定を行う者のコンサルティングや商品の販売の制限を明示した。

8.5 登録・情報公開

データベースシステムによる管理の明示とデータの内容を明示した。

8.7 JGAP Advance 認証後の管理（Advance・Basic 共通）

8.7.5 その他認証書の記載事項に変更がある場合（Advance・Basic 共通）

認証書の記載事項を変更する場合の手続きを記載した。

8.8 審査・認証機関の変更（Advance・Basic 共通）

審査・認証機関を変更する際の注意事項を追加した。

8.10 無通知審査

認証農場・団体が常に一定の JGAP 品質を保っていることを確認するための無通知審査（抜き打ち審査）を新設した。

9.2 認証農場・団体の義務（Advance・Basic 共通）

認証書の写しを他者に提供する際の注意事項を追記した。

9.3 認証の一時停止・取消し（Advance・Basic 共通）

認証を取り消された農場・団体の再審査の禁止期間を設定した。

臨時審査・無通知審査を拒否し続けた場合の認証の一時停止・取消しを明示した。

10. JGAP Advance の認証に関する表示（Advance・Basic 共通）

農産物使用マークについて、従来はすべての原材料が JGAP 認証農産物である

ことを求めていたが、原材料の農産物の内いずれかが 100%認証農産物であれば良いとした。従来は農産物使用マークを使用する商品を加工・製造する工場等に ISO22000 などの第三者認証取得を求めていたが、第三者認証取得の確認は廃止し、農産物使用マーク使用者と日本 GAP 協会が契約を交わすことを求めた。

11.1.3 審査員の登録要件

審査の立会いの要件に審査日数 10 日以上を追加した。

11.1.5 上級審査員、審査員の登録の継続

審査実績の件数を満たせなかった場合の要件を明示した。

11.2 審査員登録簿の管理と報告

審査員の登録簿について、認定機関、日本 GAP 協会、GFSI 事務局に提出できるような管理を求めた。

13.1 認定機関の要件と認定業務

認定機関との連絡担当者を明示した。

認定範囲と生産工程カテゴリーの対応を明示した。

認定に関して、認定機関と日本 GAP 協会の事前対話を明示した。

13.2 審査・認証機関の認定要件

新規の審査・認証機関に対する日本 GAP 協会による初期レビューを明示した。

審査・認証機関と日本 GAP 協会との契約の必要項目を明示した。

審査・認証機関に求められる要件を追加した。

審査結果のレビューをする者について要件を明示した。

13.3 審査・認証機関の権利と義務及び認定取り消し

13.3.2 審査・認証機関の義務

審査・認証機関に求められる義務を追加した。

15. JGAP Advance と他のスキームとの差分に関する文書を利用した JGAP Advance 認証

「他の GAP との差分」を「他のスキームとの差分」とし、他のスキームは GFSI 承認スキームに限定した。

有効期限について追記した。

(旧 16. JGAP と他の GAP との同等性認証)

同等性認証は削除した。

16.4 インテグリティプログラム

利害関係者の意見集約・調査及びスキームの見直しをインテグリティプログラムに変更し、利害関係者ごとに何を実施するのかについて、より詳細な記述とした。GFSI との関係を明示した。

以上